

草津市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱

目 次

前 文	1
1. 大綱の趣旨	2
2. 大綱の対象とする期間	2
3. 大綱の構成	2
基本理念	2
施策の基本方向	4

本市では、平成22（2010）年に「草津市教育振興基本計画」を、平成27（2015）年に「草津市教育振興基本計画（第2期）」および「草津市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定しました。その後、令和2（2020）年の「草津市教育振興基本計画（第3期）」策定に伴い、新たな「草津市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定し、市長部局と教育委員会が連携を図り、教育の充実に向けた施策を積極的に推進してきました。

近年、コロナ禍において広まったオンライン環境の急速な普及や生成AI等をはじめとする技術革新の飛躍的進化、高齢化や核家族等による家庭や地域を取り巻く環境の変化など、教育を取り巻く環境は大きく変わっています。様々な社会問題が存在し、感染症の拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代においても、超スマート社会「Society 5.0」や人生100年時代を見据え、持続可能な社会の創り手の育成やウェルビーイングの向上をめざし、これからの社会を展望するうえで、教育の果たす役割はますます重要となっています。

本市では、これまで市長部局と教育委員会が協力しながら、こどもたちがその先の人生を豊かに歩んでいくための教育に取り組んできました。今後も、こどもたちの「生きる力」を育み、学校の教育力のさらなる向上を図るとともに、必要なときに必要な支援を行う体制を整えることが不可欠です。また、誰もが学びたいときに学び、スポーツや文化、芸術などを通して、生涯にわたって学び続けることのできる機会の充実を図り、本市に残る豊かな歴史資産を大切に守りながら、地域のまちづくりに活かしていく必要があります。

「草津市教育振興基本計画（第4期）」では、基本理念「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を第1期から継承し、この基本理念の実現に向けて、「こどもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の4つの基本方向を設けています。

これは、本市における教育の根本となる方針であることから、「草津市教育振興基本計画（第4期）」の骨子となる部分を、本市の新たな「草津市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置づけます。

新しく定めた大綱のもと、市、教育委員会、学校、地域、家庭をはじめとした教育に関わる皆様の力を結集し、一致団結して、本市の教育の向上に取り組んでいきましょう。

令和7年3月

1. 大綱の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に定められた、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱として位置付けるものです。

2. 大綱の対象とする期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

3. 大綱の構成

「草津市教育振興基本計画（第4期）」の「第4章 計画の基本理念と施策の基本方向」を大綱として位置付けます。

計画の基本理念と施策の基本方向

基本理念

本市では、平成22（2010）年3月に「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を教育の基本理念と決めました。

この間、社会情勢の大きな変化に伴い、解決すべき課題が複雑化・多様化する中、施策の見直し・改善を続け、時代の先を行く教育の取組を進めてきました。

今後も、常に将来に目を向け、柔軟な発想と改革意識を持って取り組んでいく必要がありますが、本市教育が目指すべき姿と基本的な考え方は第4期においても変わるものではないと考え、基本理念は第1期から継承します。

基本理念

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に発揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、全国的に人口が減少する中においても人口増加を続けており、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういう未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといっても過言ではありません。教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来から街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を生かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の歴史を知ることを通じた郷土への誇りや愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

第6次草津市総合計画では、「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を将来に描くまちの姿として掲げています。本計画も、出会いでひと・まち・ときをつなぎ、誰もが絆をつむぎ「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会が中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、児童生徒をはじめ保護者や地域住民の思いや願いを十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取組により、市民の誰もが誇りに思える「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。

○『こども』『子ども』の表記について

国においては「こども」表記が推奨されていることから、本市でも国の判断基準に準じ、令和7年4月1日より、行政文書等において「こども」と表記することとしたため、対象期間が令和7年度からである本大綱においても「こども」表記としております。

なお、草津市教育振興基本計画（第3期）までの引用部分については、当時の表記のとおり、「子ども」としております。

施策の基本方向

施策の基本方向は、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。

第4期計画では、「1. こどもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 社会全体で学びを進める」「4. 歴史と文化を守り育てる」の4つを掲げ、この基本方向に対して11の基本項目を設定しました。

さらに基本項目ごとに、31の基本施策を定め、これらを体系的に取り組んでいきます。

基本方向1. こどもの生きる力を育む

施策の基本方向の第一は、「こどもの生きる力を育む」です。

こどもが、変化の激しいこれからの社会を生きていくためには、相手を尊重し、周囲と協力して持続可能な社会を創造していくための知識及び技能を習得し、学んだことを社会に生かそうとする力や人間性を身に付け、主体的に社会の形成に参画することが重要です。そのためには、土台となる、豊かな心、健やかな体、確かな学力*の育成を着実に図ることが求められることから、各種事業を効果的に展開することにより、こどもの生きる力を育むことを教育の基本と捉え、施策の基本方向の第一とします。

基本項目1. 主体的に社会の形成に参画する資質・能力の育成

自ら学び、考え、他者と協働し社会のために活躍する持続可能な社会の創り手を育てるため、スクールE S Dくさつ*プロジェクトを推進します。また、こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの主体性を尊重した学習活動、学校運営を推進します。

基本項目2. 豊かな心の育成

豊かな心を育て、命や人権を尊重する人権教育を推進するとともに、いじめ防止等の対策を進めます。また、人格形成の基盤が培われる就学前教育の充実を図るとともに、特別の教科である道徳を要とし、教育活動全体を通じてこどもの道徳性や豊かな社会性、人間性を養います。

基本項目3. 健やかな体の育成

生涯にわたって心身ともに健康を保持増進し、望ましい食習慣や知識を身につけることができるよう、また、運動やスポーツに親しめるよう、学校保健、食育、学校体育を推進します。

基本項目4. 確かな学力の育成

こどもが基礎的・基本的な知識・技能を習得できるようにするとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、学びに向かう力、人間性等を養います。また、I C T*の活用等により、個別最適な学びと協働的な学びを推進します。

基本方向 2. 学校の教育力を高める

施策の基本方向の第二は、「学校の教育力を高める」です。

学校は、学齢期のすべてのこどもの教育を担っています。教職員が常に自己の専門性や指導の改善に努めるとともに学校の組織的教育力*を向上させ、地域や保護者との連携を大切にし、学校経営や教育環境づくりを組織的かつ計画的に実施することで、学校の教育力の向上を図る必要があります。教職員の資質・能力の向上や学校経営の充実、新しい時代の学び*を実現していくための学校施設の計画的な整備等の各種事業を効果的に展開し、本市の教育施策を推進し進める上で非常に重要となる学校の教育力の向上に今後も一層努めていきます。

基本項目 5. 多様な教育ニーズへの対応

多様なニーズを有するこどもへの支援等により、こどもたちの個別最適な学びの機会を確保し、すべてのこどもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会を確保することなどを通して、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばし、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

基本項目 6. 教職員の指導力と学校経営の充実

学校における働き方改革を推進し、こどもと教職員のウェルビーイング*の向上を図ります。また、各種研修講座の開催やスキルアップアドバイザー*による経験年数の浅い教職員への指導等により、教職員の指導力・資質向上と学校の組織的教育力の向上を図るとともに、スクールソーシャルワーカー*等の配置等によりチーム学校の体制充実を図ります。さらに、コミュニティ・スクール*を推進し、地域と連携した学校経営の充実を図ります。

基本項目 7. 教育環境の充実

老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な長寿命化等の改修・更新を図るとともに、非構造部材*の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、1人1台端末の効果的な活用を図るとともに、校務D×*を通じた教育データの利活用の検討や、学校内における業務効率を向上させます。

基本方向 3. 社会全体で学びを進める

施策の基本方向の第三は、「社会全体で学びを進める」です。

様々な地域資源を生かした学びを進めるとともに、多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、生涯学習機会の充実を図りながら、市民の豊かで健康的な生活を支援する取組を進める必要があります。また、市民のスポーツに対する関心や機運が高まっているなか、スポーツに関わる関係団体との連携・協力を強化しながらスポーツ活動の支援を行う必要があります。人生100年時代*において子ども、若者、社会人、高齢者等、すべての人が豊かに生きていくために、地域での学習やスポーツ活動を通して、生涯にわたって学び、活躍し続けられるまちを目指します。

基本項目 8. 家庭・地域での学びと生涯学習の充実

健やかな育ちの基礎となる家庭教育について、保護者に対する情報提供や学習機会を充実させるなどの取組を進めます。また、地域協働合校*のさらなる推進を図り、地域の子どもと大人が共に活動することにより、子どもが主体となって、自ら考え、行動できる人材の育成に取り組むとともに、地域の担い手づくり、持続可能な地域づくりを目指します。

さらに、市民が生涯学習を通じて自己実現の機会を得られ、幸せや生きがいを感じながら心豊かな生活を送れるよう、学習情報の提供と学習機会の充実を図るとともに、誰もが読書に親しむ読書のまちづくりを推進することで、生涯学習の充実を図ります。

基本項目 9. スポーツの充実

市民が心身ともに楽しく健康で、生きがいを持って生活を送れるよう、ライフステージ*に応じたスポーツ活動の推進や、誰もが身近な地域でスポーツを楽しむことのできる環境の整備に取り組み、スポーツ文化の醸成されたまちづくりを推進します。

基本方向 4. 歴史と文化を守り育てる

施策の基本方向の第四は、「歴史と文化を守り育てる」です。

本市の歴史は古く、数多くの貴重な文化財を含む歴史文化が現在に受け継がれています。文化を通じた出会いや交流がまちづくりに生かせるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。また、歴史文化の価値や魅力を明らかにし、市民の財産として保存・継承そして活用するための取組を進める必要があります。また、誰もが文化・芸術活動に親しむことで、感性や創造性を育み、豊かに暮らしていくことができるまちを目指します。

基本項目 10. 文化・芸術の振興

文化の薫り高い“出会い”と“交流”に満ちた活力と魅力にあふれるまちを築くため、誰もが文化に触れることができる機会を充実させるとともに、都市の魅力としての文化の創造と発展に取り組み、文化・芸術の振興を図ります。

基本項目 11. 文化財の保存と活用

貴重な文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。